

(総務警察委員会)

請願第3号

公道上における建設機械の運転免許に関する請願書

紹介議員 山本 進章 (代表)

浦西 敦史

乾 浩之

《要 旨》

最高時速 6 キロ未満の掘削用建設機械 (別称 油圧ショベル・ユンボ・パワーショベル・ドラッグショベル・バックホウ・ショベルカー等、「以下 バックホウ」という) であるバックホウに対して、奈良県警察 (以下「県警」という) 並びに、奈良県公安委員会 (以下「公安」という) 殿は、車両法上では荷役運搬車両のショベルロードに当たり、道交法上においても同様の扱いを受ける特殊自動車に該当すると判断されました。

従って、バックホウもショベルロードと同様に公道上では「無登録・無車検・無保険」が問われ、小型特殊自動車基準「長さ 4.7m 以下 幅 1.7m 以下 高さ 2.0m 以下 最高速度 15 キロ以下」を示す 4 項目の内、一項目でも小型規格を超えるバックホウは、大型特殊自動車とみなし、公道上 (自走・移動を含む) では、大型特殊免許 (以下「大特」という) の取得を必要として、令和 3 年、大型自動車免許 (以下「大免」という) 取得者 (バックホウの操作資格取得者) の運転免許を取り消した。

然し乍ら、バックホウ対して公道上必要となる運転免許の周知を大特とするような記述は何処にも存在せず、国土交通省自動車整備局 (近畿整備局を含む) や新ノ口運転免許センター、バックホウを取り扱う労働基準監督署等の公的機関、民間企業各社、重機の資格を与える教習機関でさえ「大特」を必要とする道路交通法をご存知なく、聞き取り結果では「寝耳に水の免許制度」でありました。製造会社では「ナンバープレートを取り付ける工程もなく、特殊自動車を製造している認識はない」との回答を受けました。

インターネット上 (近畿整備局を含む) で検索しても「大特」を必要とする回答はなく、

判決後の現在でも、公道上バックホウに必要となる免許は「操作資格に加えて、重量に応じた自動車免許区分（普通～大型）の二つ」と多方面で注意喚起がなされております。そうした状況の中、大特必要論の周知もされぬ俛、令和4年12月、奈良地裁。令和5年4月、大阪高裁は県警・公安の主張を認めて、法の下での平等を無視（千葉県事例）され、最高裁上告を不受理（令和6年1月）とされた事から、原審が確定されました。ところが、全国初である大特免許の主張が裁判で認められたにも関わらず、世の中の認識（資格と重量に応じた自動車免許）は判決結果とリンクせず相違の状態にあります。

奈良県下でバックホウを所有する企業と、使用する者はバックホウの免許制度において、一体どちらが正しいのか、世の中の認識の違いからも今後、迷いが生じて参ります。そうした事情から、判決に従えば全国へ向けて、今まで周知されてきた注意喚起は誤りであると、県警・公安は、その責務として、公と製造販売されている企業並びに使用する側の民間企業の皆様に向け、積極的に発信をしなければならないと感じる次第です。

奈良県下では、小型規格を超えるバックホウの公道自走に関し、大特の取得がなければ、無免許運転（御所市）。大特の取得があれば「無登録・無車検・無保険」の免許停止（香芝市 狐井）処分を下されました。こうした県警の対応を鑑みると、小型・大型に関係なく、バックホウの公道自走に関しては、どんな運転免許を取得しても、自動車登録不可と自賠責保険に加入不可である状況から、免許停止又は免許取り消しのいずれかに該当します。よって、道路使用許可や占有許可の無届けによる罰則の意味も失いました。

県警は特殊自動車の運転免許に関して、県警ホームページ上で注意喚起をなされておられますが、バックホウに対する肝心な車両法上と道交法上による扱いのご説明はなく、必要になってくる運転免許証について一切、触れられておりません。

ホームページ上の掲載では、バックホウの絵を指差し、「これも自動車です。道路で運転する場合、その車に応じた運転免許が必要です。」と示されるのみです。この説明では皆様が、バックホウの公道自走に必要な免許を調べると、大特必要論には誰も辿り着けず、「資格と重量に応じた自動車免許（普通～大型）」で良いと勘違いされます。

記

- 1 全国との認識の違いの解消のため、バックホウに関する車両法上、道交法上の免許制度について、奈良県警察ホームページ上で詳細説明から注意喚起を求めること。
- 2 小型の場合でも、自動車登録が不可能である状況から無保険となり、判例に従うと公

道上を小型バックホウが自走すれば、無保険の免許停止となってしまうこと。

- 3 公道上、道路使用許可があれば、無登録、無車検、無保険でもよいのか。運転免許も必要とされないのか。免許で取り締まられるのか？ 無保険で取り締まるのか？ 道路使用許可の無届けの取り締りなのか？ 統一性がなく明確に示されること。
- 4 特殊自動車として認可を下さない資格も異なる掘削用建設機械（バックホウ）を、走行に関係なく特殊自動車登録を義務とする荷役運搬車両（ショベルローダ）を、車両法、道交法、運転免許において、同じ扱いにされて本当に良いものでしょうか。大特取得試験は、ハンドル操縦のタイヤ型車両で技量を図る。バックホウの構造はレバー操縦のカタピラ型である。道交法上の操作技量の安全性の担保とは何なのか。1～4以外にも議論を重ねて行かねばならない余地が多い事案であること。
- 5 実況見分調書並びに供述調書作成は、警察官の私感（想像・偏見・思い込み、手柄）により事前にストーリーを作る手法ではなく、事実に対して忠実に記載されること。
- 6 審議に関しては、車両法の特殊自動車登録の義務に対する観点から、奈良運輸支局の一職員のための解答ではなく、全国との統一性や、バックホウを管轄する労働基準監督署や国交省（自動車局）と連携を図られること。
- 7 運転免許取り消しに関して、職業により運転免許取り消し処分は死活問題であり、慎重に捜査を重ねて、取り扱いを図られますよう求めること。

以上